

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

受け付けは2月16日(月)から3月16日(月)まで

税金の申告時期が近づいてきました。受付日は別表のとおりです。住んでいる地域にかかわらずどの場所でも行えます。

申告のときに必要なもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書
- ③ 営業・農業などの事業所得者は、国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。
- ④ 前年、確定申告をした人は、申告書の控え
- ⑤ 所得税還付金も差し押さえ対象市税などに滞納があり、確定申告により還付金がある場合は、差し押さえにより滞納税に充当します。滞納している市税などは、早めに完納してください。

は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証明書など

④ 医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

⑤ 前年、確定申告をした人は、申告書の控え

所得税還付金も差し押さえ対象

市税などに滞納があり、確定申告により還付金がある場合は、差し押さえにより滞納税に充当します。滞納している市税などは、早めに完納してください。

● 所得税と復興特別所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

期日／2月9日(月)、10日(火)

場所／市役所本庁分室

※譲渡所得、複雑な相談もできます。

【別表】申告の受付場所と期間

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

場 所	期 間
市役所本庁分室	2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日を除く。
海上支所1階相談室	2月23日(月)～27日(金)
飯岡支所1階特設会場	3月2日(月)～6日(金)
干潟支所1階会議室	3月9日(月)～13日(金)

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月12日(木)から市役所本庁分室で受け付けます。

● 税理士による無料申告相談会

期日／2月9日(月)、24日(火)

場所／市役所本庁分室(9日)、第二市民会館(24日)

対象／小規模事業者、給与所得者、年金受給者

《共通事項》

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

岡市税務課課税班(☎62・5321)、銚子税務署(☎0479・22・1571)

確定申告などの電子申請ができます 住民基本台帳カード(住基カード)・電子証明書の取得

住基カードに電子証明書の交付を受けると、インターネットを利用した確定申告などの電子申請や届け出が利用できます。また顔写真付き住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。

電子申請・届け出の利用法

- ① 住基カードを取得↓② 電子証明書を取得↓③ パソコン・ICカードリーダーの準備↓④ 利用者クライアントソフトの設定↓⑤ 電子申請・届け出の開始

住基カードの取得

種類／顔写真付き、顔写真なしの2種類

申請手続き／申請者本人

※15歳未満の場合は、事前に問い合わせてください。

必要なもの／① 公的機関が交付した顔写真付き証明書(運転免許証やパスポートなど) ② 健康保険証などの証明書 ③ 印鑑

④ 写真(縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)

※写真は、申請窓口で無料撮影ができます。

申請場所／市民生活課、各支所

カードの交付／市民生活課に必要なものを持参し、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午後4時までに申請した場合は即日交付となります。支所での申請、郵送申請、休日開庁日(第2・4日曜日)に申請した場合は、必要なものの①がない場合は、郵送により本人照会を行うので、後日交付となります。

手数料／500円

有効期限／10年間

※在留期間のある外国人住民は、

期間満了の日まで。

電子証明書の交付

申請手続き／申請者本人

必要なもの／住基カード

※顔写真なし住基カードの人は、顔写真付き証明書も持参してください。なお顔写真付き証明書の住所や氏名などが、住民登録と一致しない場合は、電子証明書を交付できません。

申請場所／市民生活課

※支所では取り扱いません。

手数料／500円

有効期限／3年間

※住基カードに記載の有効期限とは異なります。また引っ越しや婚姻など、電子証明書の内容に変更が生じた場合は失効します。

岡市民生活課管理班(☎62・5325)



顔写真付き住基カード(見本)

年金を受け取る人

国民健康保険(国保)の退職者医療制度の届け出

退職して国保に加入する人で、年金を受け取る人とその被扶養者(家族)は、65歳になるまでの間、国保の退職者医療制度の適用を受けることになります。次の条件を確認し、保険年金課または各支所に届け出てください。

対象者は

次の全てに該当する人

退職被保険者本人／●国保に加入している人 ●65歳未満の人

●厚生年金や各種共済組合などの年金を受け取る人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人

※国民年金は除く。

被扶養者(家族)／●退職被保険者と同一の世帯に属し、国保に加入している65歳未満の人

●年収が130万円未満(60歳以上や障害者の場合は180万円未満)の人

届け出方法は

必要なもの／加入期間の分かる年金証書、国民健康被保険者証
届け出期限／3月31日(火)

退職者医療制度とは

これは、会社などの健康保険

に加入していた人が、医療の必要の高まる退職後に、会社などの健康保険から国保に移ることによって、国保の医療費負担が増大することを抑えるためにつくられた制度です。

退職者医療制度適用者の医療費は、会社などの健康保険からの拠出金で賄われます。これにより国保からの医療費支出が抑えられ、国保加入者の負担軽減にもつながります。

なお国保税や医療機関へ支払う負担割合は、一般の被保険者と同じです。

国保年金課国民健康保険班
(☎62・5331)

参加しませんか

「旭市海岸減災林」 3,000本植樹祭

津波や高潮からの被害を減らす海岸減災林の整備に向けて、植樹祭を開催します。みんなで減災林を育て守ることで、持続的な防災意識を育みます。

日時／3月8日(日) 午後2時～

場所／●式典…いいおかユートピアセンター ●植樹…飯岡海岸平松地先

内容／記念式典、参加者による植樹3,000本

定員／500人

参加費／無料

申込期限／2月20日(金)

※苗木、移植ごて、軍手を用意します。植樹作業がしやすい服装で参加してください。

国企画画政策課企画調整班(☎62・5307)

配布しています

役立つ情報満載「旭市 くらしの便利帳」

平成26年度版の旭市くらしの便利帳を作成しました。日常生活に関わりの深い、各種手続きや届け出の方法、事業や制度、公共施設の案内などを掲載しています。

区を通じて各戸に配布しました。区に未加入の人などには、秘書広報課、各支所で配布しています。

国秘書広報課広報広聴班(☎62・8070)



旭市くらしの便利帳

旭中央病院便り vol.30



<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

かかりつけ医からの「紹介状の持参」に協力を

当院は、地域のかかりつけ医(医院や診療所など)と役割を分担し、連携しながら適切な医療を提供する「地域医療連携」を推進しています。そのため、次の診療体制を取っています。

初診／原則、医療機関から当院宛ての紹介状が必要

再診／予約が必要

看護師を募集しています

～ライフスタイルに合わせて働きませんか～

少子高齢化が急速に進んでいることで看護師不足が叫ばれており、当地域でも深刻な問題となっています。

当院では看護師を随時募集しています。就業に際して

は「短時間勤務で働きたい」「子育てしながら働きたい」など、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方に可能な限り対応。研修機会の提供のほか、休日・夜間利用可能な院内保育園、育児短時間勤務や部分休業制度、週1回・1日3時間からのパート勤務など、さまざまなサポート体制を整えています。各種相談も受け付けていますので、不安や悩みなどがあれば気軽に問い合わせてください。

くわしい内容は看護管理室(☎0120-314043)へ。また病院の看護師リクルート求人情報のホームページ(<http://www.kangobu.jp/>)でも確認できます。

高めよう健康意識「第52回市民健康講座」

「大腸がん」と「高血圧」についての講演を予定しています。費用は無料で誰でも参加できます。この機会に、健康に対する意識を高めましょう。

日時／3月14日(土) 午後2時～4時

※午後1時20分JR旭駅発、旭中央病院行きバスあり。

場所／本館3階しおさいホール

国旭中央病院(☎63-8111・代表)